

## 一般競争入札（条件付）の公告

### 尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）の公告

建設工事等一般競争入札（条件付）を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び尾花沢市契約に関する規則（昭和 56 年規則第 7 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 6 月 18 日

尾花沢市長 結 城 裕

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 尾花沢市役所 3 階 大会議室
- (2) 日 時 令和 8 年 7 月 13 日（月） 13 時 45 分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 令和 8 年度 市道丹生中通り線流雪溝整備測量設計業務委託
- (2) 委 託 場 所 尾花沢市 大字丹生 地内
- (3) 委 託 概 要 L = 500.0m  
測量業務一式、設計業務一式、導水ポンプ設計一式
- (4) 履 行 期 限 契約の日から令和 8 年 11 月 30 日まで
- (5) 予 定 価 格 事後公表

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 尾花沢市契約に関する規則（昭和 56 年規則第 7 号）第 14 条第 2 項の規定による令和 7 年・8 年度競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。
- (3) 尾花沢市建設工事入札参加資格の測量設計において A 等級又は B 等級に格付けされていること。
- (4) 尾花沢市内に本店を有する者であること。
- (5) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の 5 第 1 項の規定に定める測量業者としての登録を受けた者であること。
- (6) 測量士の資格を有する技術者を 4 名以上有していること。
- (7) 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。ただし、個人事業所でかつ従業員が 4 人以下であるため等により適用が除外される場合を除く。
- (8) 尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 15 年訓令第 22 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 尾花沢市建設工事等請負契約約款第 49 条第 1 項第 11 号の規定に該当しないこと。

(10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

(11) 市税を滞納していない者であること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等

尾花沢市若葉町一丁目 2 番 3 号

尾花沢市役所 建設課 工務係

電話番号 0237-22-1111 内線 284

5 入札参加資格の確認等

入札参加者は、尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（別記様式第 3 号）に必要な書類を添付し、次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。

(1) 受付期間 令和 8 年 6 月 18 日（木）から令和 8 年 6 月 25 日（木）まで  
（尾花沢市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 17 号）に規定する市の休日を除く。）

(2) 受付時間 9 時から 17 時まで（正午から 13 時までを除く。）

(3) 受付場所 尾花沢市財政課 財産管理係

6 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 尾花沢市契約に関する規則 23 条の規定に基づく尾花沢市建設工事請負契約約款第 4 条による保証（保証金額は、契約金額の 10 分の 1 以上の額）を付すこと。

7 その他

(1) 入札参加者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札は 3 回までとする。

(3) 詳細については、入札説明書による。